

令和6年度川崎市幼保連携型認定こども園指導監査における重点事項

本年度の幼保連携型認定こども園の指導監査は、次の事項に重点を置いて実施するものとする。

1 適切な計画の策定と計画に基づく支援

- (1) 児童の人格及び尊厳を尊重し、多様な経験を有する園児の状況に配慮した運営、教育及び保育を行っているか。
- (2) 学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ施設として、教育・保育要領等を踏まえ、全体的な計画等を作成しているか。
- (3) 児童の発達過程等を十分把握し、特に乳児期及び満1歳以上満3歳未満の園児の保育について、必要に応じ個別の計画を作成する等適切な支援に努めているか。
- (4) 在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、園児の生活の安定に配慮して指導計画を作成し、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携を位置付けているか。

2 児童の健康及び安全の確保

- (1) 給与栄養目標量を設定し献立の作成を行い、各児童の成長・発達に必要な栄養量を確保し、実費徴収される主食・副食費に見合った給食を提供しているか。
- (2) 窒息、誤嚥事故防止について正しく理解し、適切な給食等の提供を行っているか。
- (3) 常に園児の保護者と緊密な連絡を保ち、教育及び保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得よう努めているか。また、保護者からの相談に適切に応じ、必要な助言や援助を行っているか。
- (4) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を行っているか。

3 利用者の人権擁護

- (1) 苦情解決の仕組みが整備され、利用者への周知等情報提供に取り組んでいるか。また、苦情があった場合は適切に対応し、対応経過を記録しているか。
- (2) 体罰の禁止について正しく理解し、体罰によらない子育ての推進に向けた保護者への支援及び幼保連携型認定こども園内での適切な教育・保育の提供、不適切な保育の未然防止の対策を講じているか。
- (3) 個人情報適正に管理しているか。また、職員に対し、業務上知りえた個人情報を漏らさないよう措置を講じているか。

4 安全及び衛生対策の徹底

- (1) 年齢区分別に施設の基準面積が確保されているか。

- (2) 施設及び設備は安全かつ衛生的に維持管理されているか。
- (3) 防火設備の配備、避難・消火訓練等の防災対策が取られているか。また、訓練の結果は適切に記録されているか。
- (4) 非常災害に対する計画（避難確保計画等）を作成するとともに、防災用の備蓄をしているか。
- (5) 園外保育時等に対し、事故防止対策がとられ安全が確保されているか。
- (6) 保育中の事故防止のために、必要な対策を適切に講じるとともに、事故報告を適正に行っているか。
- (7) 子どもの出席状況や人数確認などについて、保護者や職員間で速やかな情報共有を行い、人数確認などについて安全管理の徹底を行っているか。
- (8) 園児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の装置を備え、園児の所在確認を行っているか。
- (9) 睡眠中は、職員が必ず在室し、子どもは仰向けに寝かせ、呼吸状態を定期的にチェック・記録する等、必要な安全対策を講じているか。

5 職員の確保と処遇の充実 適正な職員配置及び施設・設備の状況

- (1) 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか。また、兼務することができない職員を兼務させていないか。
- (2) 職員を日々適正に配置し、その記録が適正に残されているか。
- (3) 職員の労働条件の改善等、職員の定着化に努めているか。

6 諸規程の遵守

就業規則及び給与規程等に基づき、職員の労務管理や給与支給が適正になされているか。

7 適正な会計処理

- (1) 各会計年度に作成すべき計算書類が適正に作成されているか。
- (2) 不正経理防止のため、内部牽制体制が確立されているか。

8 子どものための教育・保育給付費等の適正執行

- (1) 処遇改善等加算Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱ及び処遇改善等加算Ⅲの実績報告書を適正に作成するとともに、職員の賃金改善が適切に図られているか。